

秋田市就職氷河期世代資格取得助成事業補助金交付要綱

〔令和5年4月1日〕
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、就職氷河期世代（平成5年から平成16年の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えた世代をいう。以下同じ。）の就労やキャリアアップを支援するため、就職および仕事に役立つ資格、免許又は技能検定（以下「資格等」という。）の取得に要する経費の一部に対し、秋田市就職氷河期世代資格取得助成事業補助金（以下「補助金」という。）を補助することにより、就職氷河期世代の雇用の安定および質の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、秋田市内に住所を有する就職氷河期世代の者（市税を滞納していない者に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「求職者等」という。）とする。ただし、既にその他の補助金等の交付を受けた者については、補助金の交付対象外とする。

(1) 公共職業安定所に求職登録をした者（以下「求職者」という。ただし、正規雇用者として在職中の者を除く。）

(2) 市内事業所に勤務する非正規雇用者（雇用期間の定めがある者、雇用期間の定めがなく正規雇用以外の者、又は労働時間週30時間未満の者をいう。）で、正規雇用への転換や技能向上のために資格等を取得した者

(補助対象資格等)

第3条 補助対象となる資格等は、求職者等が令和5年4月1日以降に取得したもので、教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する講座および職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に定める技能検定のほか別表第1に掲げるものに限る。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象資格等に係る経費のうち、次に該当する経費とする。

- (1) 資格等の取得に係る受講料（受講に必須となる書籍代を含む。）
- (2) 資格等の取得に係る受験料（合格したものに限る。）
- (3) 資格等の免状等の取得に係る登録手数料
（補助金の額等）

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額の10分の10以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、資格等の取得に要した期間（第3条に掲げる講座等の申込み又は受講等を開始した日（以下「開始日」という。）から資格等を取得した日までの期間をいう。（以下「取得期間」という。））に応じた補助上限額（以下「上限」という。）は次の表のとおりとする。

取得期間	上限
1月以内の期間	10万円
1月を超え2月以内の期間	20万円
2月を超える期間	30万円

3 複数の資格等を取得した場合の取得期間は、最も早い開始日から最後に資格等を取得した日までの期間とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、求職者等とする。

2 申請者は、令和7年3月14日までに補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 取得資格等申告書（別紙）
- (2) 生年月日を証する身分証明書（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）の写し
- (3) 補助対象経費を負担したことを証する領収書等の書類
- (4) 資格等を取得したことを証する書類の写し
- (5) 取得期間が1月を超える場合は、開始日を確認できる書類
- (6) 納税証明書（市税に未納がない証明書）
- (7) 求職者が申請する場合は、公共職業安定所（ハローワーク）で求職活動を継続していることがわかる書類の写し（資格等を取得した日か

ら補助金交付申請書を提出した日までの間のいずれかの日を含むものに限る。)

(8) 非正規雇用者が申請する場合は、勤務している事業所に係る雇用契約書又は労働条件通知書の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請は、補助対象者1人につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、申請者に対して、交付を決定した場合にあっては補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定した場合にあっては補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該通知を受けた日から14日以内に補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(調査等)

第10条 市長は、補助金にかかる予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告をさせ、又は職員に調査させることができる。

(努力義務等)

第11条 交付決定者は、市が行う事後調査およびアンケート調査に協力し

なければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

No.	資格・免許名		資格・免許名
1	普通自動車第二種免許	21	技術士（補）
2	準中型自動車免許	22	建築物環境衛生管理技術者
3	中型自動車免許（一種・二種）	23	測量士（補）
4	大型自動車免許（一種・二種）	24	宅地建物取引士
5	大型特殊自動車免許（一種・二種）	25	電気工事士（一種・二種）
6	けん引免許（一種・二種）	26	高圧ケーブル工事技能講習
7	自動車整備士	27	電気主任技術者（一種・二種・三種）
8	自動車検査員	28	電気通信主任技術者
9	特定自主検査	29	電気通信設備工事担任者
10	運行管理者	30	給水装置工事主任技術者
11	管工事施工管理技士（一級・二級）	31	解体工事施工技士
12	建設機械施工管理技士（一級・二級）	32	消防設備士（甲種・乙種）
13	建築施工管理技士（一級・二級）	33	危険物取扱者（甲種・乙種・丙種）
14	造園施工管理技士（一級・二級）	34	労働安全コンサルタント
15	電気工事施工管理技士（一級・二級）	35	労働安全衛生法に基づく免許 （別表第1の2に定めるとおり）
16	電気通信工事施工管理技士（一級・二級）		
17	土木施工管理技士（一級・二級）	36	労働安全衛生法に基づく技能講習 （別表第1の3に定めるとおり）
18	舗装施工管理技術者（一級・二級）		
19	舗装診断士	37	建設業法に基づく登録基幹技能者 （別表第1の4に定めるとおり）
20	建築士（一級・二級）		

別表第1の2（第3条関係）

No.	資格・免許名		資格・免許名
1	クレーン・デリック運転士	9	衛生管理者（第一種、第二種）
2	移動式クレーン運転士	10	林業架線作業主任者
3	揚貨装置運転士	11	エックス線作業主任者
4	高圧室内作業主任者	12	ガンマ線透過写真撮影作業主任者
5	発破技士	13	潜水士
6	ガス溶接作業主任者	14	特定第一種圧力容器取扱作業主任者
7	ボイラー整備士	15	ボイラー技士（特級、一級、二級）
8	衛生工学衛生管理者	16	ボイラー溶接士（特別、普通）

別表第1の3（第3条関係）

No.	資格・免許名		資格・免許名
1	木材加工用機械作業主任者	19	普通第一種圧力容器取扱作業主任
2	プレス機械作業主任者	20	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
3	乾燥設備作業主任者		
4	コンクリート破砕器作業主任者	21	鉛作業主任者
5	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	22	有機溶剤作業主任者
		23	石綿作業主任者
6	ずい道等の掘削等作業主任者	24	酸素欠乏危険作業主任者
7	ずい道等の覆工作業主任者	25	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
8	型枠支保工の組立て等作業主任者	26	床上操作式クレーン運転
9	足場の組立て等作業主任者	27	小型移動式クレーン運転
10	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	28	ガス溶接
		29	フォークリフト運転
11	鋼橋架設等作業主任者	30	ショベルローダー等運転
12	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	31	車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転
13	コンクリート橋架設等作業主任者	32	車両系建設機械（解体用）運転
14	採石のための掘削作業主任者	33	車両系建設機械（基礎工事用）運転
15	はい作業主任者	34	不整地運搬車運転
16	船内荷役作業主任者	35	高所作業車運転
17	木造建築物の組立て等作業主任者	36	玉掛け
18	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	37	ボイラー取扱

別表第1の4（第3条関係）

No.	資格・免許名		資格・免許名
1	登録電気工事基幹技能者	21	登録建築板金基幹技能者
2	登録橋梁基幹技能者	22	登録外壁仕上基幹技能者
3	登録造園基幹技能者	23	登録ダクト基幹技能者
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	24	登録保温保冷基幹技能者
5	登録防水基幹技能者	25	登録グラウト基幹技能者
6	登録トンネル基幹技能者	26	登録冷凍空調基幹技能者
7	登録建設塗装基幹技能者	27	登録運動施設基幹技能者
8	登録左官基幹技能者	28	登録基礎工基幹技能者
9	登録機械土工基幹技能者	29	登録タイル張り基幹技能者
10	登録海上起重基幹技能者	30	登録標識・路面標示基幹技能者
11	登録P C基幹技能者	31	登録消火設備基幹技能者
12	登録鉄筋基幹技能者	32	登録建築大工基幹技能者
13	登録圧接基幹技能者	33	登録硝子工事基幹技能者
14	登録型枠基幹技能者	34	登録ALC基幹技能者
15	登録配管基幹技能者	35	登録土工基幹技能者
16	登録葛・土木基幹技能者	36	登録ウレタン断熱基幹技能者
17	登録切断穿孔基幹技能者	37	登録発破・破碎基幹技能者
18	登録内装仕上工事基幹技能者	38	登録建築測量基幹技能者
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	39	登録解体基幹技能者
20	登録エクステリア基幹技能者		